

## 平成 28～30 年度 食品中の残留農薬等検査結果(鉛)

食品中の農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）については、地方公共団体による国内流通品の検査や検疫所による輸入食品の検査<sup>1</sup>が監視指導計画等に基づき行われており、検査の結果、残留基準に適合しない場合には回収、廃棄等の措置が講じられるほか、必要に応じて、農薬等の適切な使用等について指導が行われている。

厚生労働省においては、これらの地方公共団体及び検疫所における検査結果を合わせて集計し、年度ごとに厚生労働省ホームページに公表している。公表されたものから、最近（平成 28～30 年度）の鉛に関する検査結果を下記の通りとりまとめた。

### ○平成 30 年度

品目	国産品			輸入品		
	検査数	検出数	検出範囲 (ppm)	検査数	検出数	検出範囲 (ppm)
玄米	0	0	-	9	0	-
精米	0	0	-	147	0	-
ばれいしょ	2	0	-	2	0	-
セロリ	0	0	-	1	0	-
トマト	4	0	-	27	0	-
きゅうり（ガーキンを含む）	1	0	-	0	0	-
レモン	0	0	-	1	0	-
オレンジ （ネーブルオレンジを含む）	0	0	-	1	0	-
りんご	1	0	-	4	0	-
いちご	0	0	-	61	0	-
ぶどう	0	0	-	57	0	-
魚介類（その他の魚類に限る）	2	0	-	0	0	-
魚介類（貝類に限る）	14	11	0.14 - 0.68	0	0	-
トマトジュース	2	0	-	2	0	-
かんきつ類果実ジュース	1	0	-	0	0	-

<sup>1</sup> 検疫所による検査は、登録検査機関により通関前に実施される命令検査及び自主検査を含む。

リンゴジュース	6	0	-	0	0	-
果実（乾燥させたもの）	0	0	-	1	0	-
ミネラルウォーター	15	0	-	3	0	-
その他の加工食品	338	11	0.01-0.4	208	25	0.01-0.53

○平成 29 年度

品目	国産品			輸入品		
	検査数	検出数	検出範囲 (ppm)	検査数	検出数	検出範囲 (ppm)
玄米	0	0	-	17	0	-
精米	0	0	-	185	0	-
ばれいしょ	2	0	-	7	0	-
キャベツ	1	0	-	0	0	-
こまつな	1	0	-	0	0	-
チンゲンサイ	1	0	-	0	0	-
ブロッコリー	1	0	-	0	0	-
その他のあぶらな科野菜	1	0	-	0	0	-
レタス （サラダ菜及びちしやを含む）	4	0	-	0	0	-
セロリ	1	0	-	0	0	-
トマト	2	0	-	25	0	-
きゅうり（ガーキンを含む）	1	0	-	0	0	-
ほうれんそう	1	0	-	0	0	-
その他の野菜	1	0	-	0	0	-
りんご	2	0	-	7	0	-
いちご	0	0	-	59	0	-
ぶどう	0	0	-	56	0	-
茶	1	0	-	0	0	-
カカオ豆	2	0	-	9	6	0.01 - 0.17
魚介類（すずき目魚類に限る）	4	0	-	0	0	-
魚介類（その他の魚類に限る）	2	0	-	0	0	-
魚介類（貝類に限る）	11	9	0.08 - 0.16	0	0	-
トマトジュース	1	0	-	3	0	-
オレンジジュース	1	0	-	0	0	-
かんきつ類果実ジュース	1	0	-	0	0	-

りんごジュース	4	0	-	1	0	-
ミネラルウォーター	12	0	-	3	0	-
その他の加工食品	303	12	0.01 - 0.06	129	9	0.01 - 0.1

○平成 28 年度

品目	国産品			輸入品		
	検査数	検出数	検出範囲 (ppm)	検査数	検出数	検出範囲 (ppm)
玄米	0	0	-	12	0	-
精米	0	0	-	177	0	-
ばれいしょ	1	0	-	1	0	-
トマト	2	0	-	40	0	-
きゅうり（ガーキンを含む）	2	0	-	0	0	-
なつみかん	1	0	-	0	0	-
りんご	0	0	-	7	0	-
いちご	0	0	-	63	0	-
ぶどう	0	0	-	42	0	-
魚介類（うなぎ目魚類に限る）	1	0	-	0	0	-
魚介類（すずき目魚類に限る）	7	0	-	0	0	-
魚介類（その他の魚類に限る）	2	0	-	0	0	-
魚介類（貝類に限る）	12	11	0.07 - 0.34	0	0	-
かんきつ類果実ジュース	1	0	-	0	0	-
りんごジュース	7	0	-	1	0	-
ミネラルウォーター	13	0	-	3	0	-
その他の加工食品	278	31	0.01-3.1	142	11	0.02 - 2.1

<集計方法>

地方公共団体及び検疫所から報告された検査結果について、検査対象の各食品を国産品・輸入品に区分した上、農薬等の検査数、検出数、基準値超過数、検出値の範囲（最小値、最大値）等を集計。

なお、各検査機関における試験法や検出限界等は統一されておらず、検出値が 0.01 ppm 未満であっても、検出事例として検出数に計上。